

比較法研究

2002

個人情報保護法制の国際比較

——民間部門を中心として——

比較法学会

有斐閣

64

目 次

☆個人情報保護法制の国際比較

——民間部門を中心として——

問題提起：シンポジウムの趣旨

.....	中央大学	堀 部 政 男	・ 3
EU (欧州連合)・イギリス			
.....	中央大学	堀 部 政 男	・ 8
ド イ ツ	國學院大學	藤 原 静 雄	・ 16
アメリカ	明治大学	佐 々 木 秀 智	・ 28
カ ナ ダ	尚美学園大学	佐 藤 信 行	・ 38
オーストラリア	一橋大学	ジョン・ミドルトン	・ 48
ポーランド	東京大学	小 森 田 秋 夫	・ 58
台湾・香港	中央大学	李 明 勳	・ 68
日 本	中央大学	堀 部 政 男	・ 82
シンポジウムを聞いて	日本大学	鈴 木 秀 美	・ 90

☆ミニ・シンポジウム：法科大学院と比較法・外国法教育

法科大学院と比較法・外国法教育

.....早稲田大学	戒 能 通 厚	・ 97
------------	---------	------

法科大学院後の比較法研究・教育

——あるアジア法専攻者の焦燥——

.....北海道大学	鈴 木 賢	・ 104
------------	-------	-------

☆英米法部会

アメリカの新統一親子関係法

——生殖補助技術によって生まれた子の

法的親子関係を中心として——

.....上智大学	中 村 恵	・ 112
-----------	-------	-------

未成年者に対する医療と親の同意

——イギリスにおける裁判所の関与を中心として——

.....早稲田大学	横 野 恵	・ 117
------------	-------	-------

商事代理人からの動産善意有償取得者の保護

.....九州大学	小 松 昭 人	・ 124
-----------	---------	-------

法的概念としての芸術について

——芸術作品の社会的受容範囲と法的保護の枠組み——

.....桐蔭横浜大学	山 口 裕 博	・ 131
-------------	---------	-------

☆大陸法部会

国際公証における公証人の義務と責任

——オーストリア公証人法を中心にして——

.....平成国際大学	草 鹿 晋 一	・ 138
-------------	---------	-------

階層所有権の歴史的展開

——オーストリア法に則して——

……………亜細亜大学 片 桐 善 衛・145

ドイツ成年後見法における医療行為と同意

……………九州国際大学 神 野 礼 斉・151

情報公開に関するEUの新規制について

……………松本大学 高 橋 雅 夫・157

☆社会主義法部会

中国における障害者の人権と法

……………アジア経済研究所 小 林 昌 之・163

裁判実務から見る中国の罪刑法定主義

——1997年改正刑法典の下で——

……………北海道大学 坂 口 一 成・170

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法と国内法

……………環日本海経済研究所 三 村 光 弘・179

ハプスブルク帝国末期におけるハンガリーの陪審制

——その今日的評価をふまえて——

……………熊本大学 上 田 理 恵 子・185

☆紹 介

イギリス……………國學院大學 榀 剛・192

ドイツ私法……………ドイツ民法研究会・198

公法……………中央大学 石 川 敏 行・204

フランス……………上智大学 滝 沢 正・208

ロシア……………北海学園大学 伊 藤 知 義・212

中 国……………関西大学 宇 田 川 幸 則・218

〔学会記事〕……………・225